

(様式2)

令和5年5月10日

### 女性の就農環境改善計画

(令和5年度女性の就農環境改善支援事業)

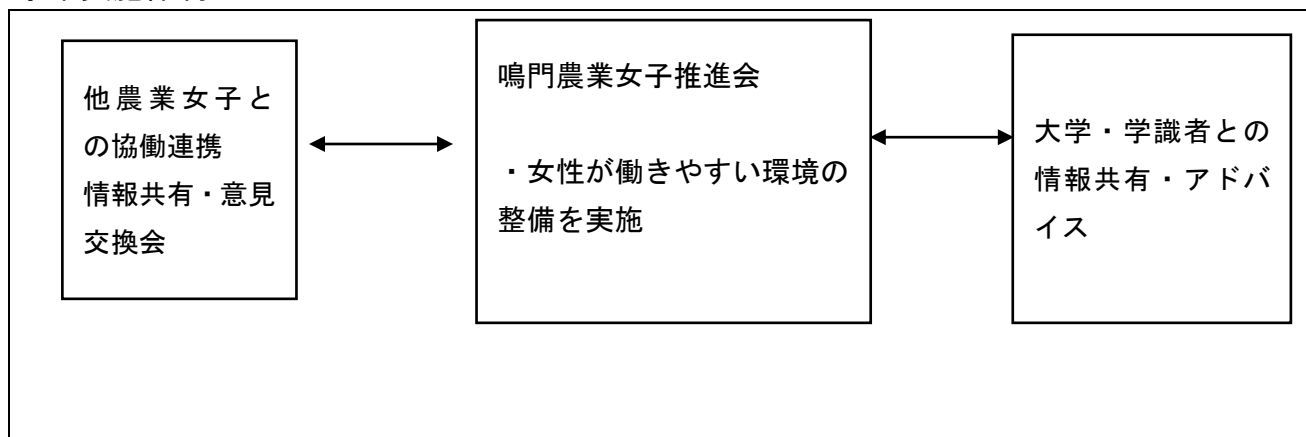
|                    |                     |   |
|--------------------|---------------------|---|
| 実施するメニュー<br>(該当に○) | 第4の(1) (施設等確保の取組)   | ○ |
|                    | 第4の(2) (グループの新たな取組) | ○ |

#### 1 地域取組主体の概要

|              |  |                 |
|--------------|--|-----------------|
| 名称           | 鳴門農業女子推進会  |                 |
| 所在地          | 徳島県鳴門市大麻町字東馬詰字寅開14番地   |                 |
| 代表者          | 松本 真樹  |                 |
| 主な組織の事業内容(注) | <ul style="list-style-type: none"><li>●事業内容：果樹、水稻等の生産及び加工・販売</li><li>●従事者数：6名（うち女性5名）</li><li>●経営規模：55a</li><li>●栽培品目：品目：梨栽培、水稻栽培</li><br/><li>●主要取引先<ul style="list-style-type: none"><li>①JA徳島北</li><li>②JA東とくしま（あいさい広場）直売所</li><li>③JA東とくしま（道の駅那賀川）</li><li>④わっしょい広場産直市場</li><li>⑤一般小売</li></ul></li><br/><li>●圃場の場所<ul style="list-style-type: none"><li>・鳴門市大麻町東馬詰</li><li>・鳴門市大麻町牛屋島</li></ul></li></ul> <p>沿革：本会は、令和3年4月に発足した。<br/>発足のきっかけは、当会に所属する廣瀬氏から後継者不足や労力不足の課題相談を受け、解決のために多様な人材と協働することで、不足を補い新たな農業基盤を確立することを目標に取り組んでいる。本会は発足まもないが、令和3年度は、JAへの出荷のみであったが、令和4年度には販路拡大を行い、四国最大級のJAの直売所出品、道の駅出品民間産直市場と展開した。また、小売もECサイトを通じた販売を行い進物用として販路を拡大した。</p> | 女性農業者の<br>人数：5人 |

(注) 主な組織の事業内容は、具体的に記載する。

## 2 事業実施体制



(注) 実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。

## 3 女性の農業への呼び込み・定着・活躍のための取組計画（実績）

(1) 地域取組主体における女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題（注）

### 【社会情勢等を踏まえた地域の女性農業者の課題】

#### ・課題①移住したいと思える女性農業者の確保

近年、会長個人が徳島県移住コーディネーターとして認定され、農業を開始したい女性や若者からの相談を受けてサポートしているが、農業をするために移住を検討する独身女性も全国的には増加しつつある一方で、移住者は都市部から定住することが多く、都市部のイメージから、農業自体には意欲的であっても働く環境条件にギャップを感じているという意見も多く寄せられている。居住環境や労働環境は移住者には重要であり、環境整備不足が移住農業者の促進を妨げている。

### 【現状の労働環境を踏まえた施設等の必要性（既存の施設等の利用状況を含む）】

#### ① 託児スペースの確保（現状なし）

- ・当会には、小学生以下の子供や幼児を持ちながら労働している従事者がおり、保育園や学童クラブに日常は預けているが、子供の体調により学校の諸事情で労働時間内に子供の引き渡しがあり、作業中に子供を引きとって圃場には屋根付きの施設がなく、子供を安全な場所で見ることが困難な状況であり、作業効率が低下している。
- ・保育園や学童クラブは、夕方4時及び5時を目途として引き渡しされるため、収穫等の繁忙期は本来残業もあるが、作業を止めざるを得ない状況である。そのため託児スペースの整備を必要としている。

#### ② 男女別トイレの確保（現状なし）

- ・現状では、圃場や圃場周辺に当会が設置するトイレがなく、周辺のコンビニのトイレを利用しており不便であり不特定多数のコンビニ利用者と同様のため、安心して利用できることはなく、専用トイレの整備は緊急を要している。
- ・また、800メートルほど離れたコンビニトイレを利用しているため、ロスタイムも多く作業効率が下がる原因となっている。

### ③ 更衣室の確保(現状なし)

- ・当会は、圃場や圃場周辺に屋内施設を有していないため、汚れた作業服を着用したまま帰宅している。雨天時などにおいて着替えをする場合は、自家用車の中を更衣室として利用し作業をする日もあるため、女性の衛生面の向上を考えると必要不可欠なものである。

### ④ 休憩スペースの確保(現状なし)

- ・当会は、農業従事者用の休憩スペースはなく、昼食時は外食か自家用車の社内で食事することが多く不便であるとともに、身体を休める空間がないことは労働力の持続性にも影響を及ぼしているため、作業効率を向上するためにも、休憩スペースは必要である。

## 「(1)女性が働きやすい環境整備に向けた簡易な改修やリース等による施設等の確保」事業で設置する施設について

上記の①～④を総合的に解決するため、本事業において、ユニットハウスを圃場に設置する。設置するプレハブハウスは、20畳程度の広さがあり、手洗い場付き、トイレ付、更衣室、休憩所を備えており、当該事業に合致した簡易施設であると言える。

### 【その他女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題】

#### ●「(1)女性が働きやすい環境整備に向けた簡易な改修やリース等による施設等の確保」の課題

今後事業拡大をするために、新たな若者女性農業労働者の確保が必要であり、① 託児スペースがない② 男女別トイレもない③ 更衣室もない④ 休憩スペースもないと言う労働環境下では、若者ニーズに合致せず、労働者や従事者の確保が困難な状況である。さらに他産業と比較されて劣る労働環境では選択の余地すらないことは重要な課題である。特に、都会から移住を兼ねて農業従事を検討する若者にとっては、ジェネレーションギャップが大きすぎる。農業全体の労働環境水準の向上を目指し快適な就労環境を受け入れ側が事前に準備することは農業全体の課題だと言える。

#### ●(2)地域の女性農業者グループの活動支援

##### 「① 女性農業者等のグループの立ち上げのための取組」への課題

#### ●背景・動向

- ・徳島県での農業経営は、家族経営や夫婦経営が多く、個々単位での小さな活動や企業独自の活動はあるが、女性の農業従事者同士のネットワークや組織が少なく、女性の農業者から協働連携が望まれている。

#### ●具体課題

- ・徳島県内でJA組織内にも女性部や婦人部は組織されているが、人数が多すぎて合意を円滑にすることに労力と時間がかかり、組織としての柔軟性には欠けている。協働出荷や協働販売の体制がないため、関東圏や関西圏の大規模な市場への数量に対応が困難であり、商談成立の機会を逃していることは課題である。

#### ●取組目的

徳島県全域における農業女子に呼びかけを行い、多様な栽培品目をまとめて大量化し、協働出荷や協働組織での商談を進める仕組みを構築し、やる気のある農業女子の活躍の場を広げるとともに所得向上を目指した新しい組織づくりと農業女子イノベーション生み出す必要がある。廃棄農産物を減らすことに繋がる。

(注) (2)、(3)の取組に係る具体的な課題を記載する。

(2) 女性の働きやすい環境を整備するための託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保にかかる計画(実績)

| 確保する施設等の区分                            |       | ①託児スペース ②男女別トイレ ③更衣室 ④休憩スペース<br>⑤アシストスーツ、高さが調節できる作業台等の備品の確保 ⑥その他 |    |                              |             |       |    |
|---------------------------------------|-------|--|----|------------------------------|-------------|-------|----|
| 区分番号<br>(注1)                          | 時期    | 確保場所   | 数量 | 利用する<br>女性農業<br>者(注2)<br>の人数 | 事業費<br>(千円) | 国庫補助金 | 備考 |
| ①託児スペース<br>②男女別トイレ<br>③更衣室<br>④休憩スペース | R5.12 | 鳴門市大麻町<br>東馬詰破戸の元<br>9番・圃場内                                      | 1  | 5                            | 3,000       | 3,000 |    |
| 計                                     |       |  | 1  | 5                            | 3,000       | 3,000 |    |

(注1) 「確保する施設等の区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。また、⑤又は⑥を選択した場合は、確保する施設等の名称も記載すること。

(注2) 農業者は、新規参入者、自営農業就農者(結婚を機に就農された者を含む)、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間30日以上従事のものとする。

農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含む。(3)において同じ。

(注3) 必要に応じて項目を変えずに行を追加すること。

(3) 女性農業者グループの立ち上げ、グループ活動の開始又は発展のための新たな取組にかかる計画(実績)

| 取組区分         |     | ①商品等開発 ②先進地視察 ③会員募集・農業体験の受入等にかかる取組<br>④研修会 ⑤マルシェ開催に向けた取組 ⑥その他 |          |                      |             |       |    |
|--------------|-----|---|----------|----------------------|-------------|-------|----|
| 区分番号<br>(注1) | 時期  | 内容  | 実施<br>回数 | 参加する<br>女性農業<br>者の人数 | 事業費(千<br>円) | 国庫補助金 | 備考 |
| ⑥            | 6月  | 取組①<br>農業女子協働組織づくり<br>希望者募集                                   | 1回       | 5社                   | 150         | 150   |    |
| ⑥            | 8月  | 取組②<br>第1回農業女子意見交換準備<br>会<br>(組織の基盤づくり)                       | 1回       | 5社                   | 50          | 50    |    |
| ⑥            | 10月 | 取組③<br>第2回農業女子連携会<br>(組織づくり・合意形成)                             | 1回       | 5社                   | 50          | 50    |    |
| ⑥            | 12月 | 取組④<br>第3回農業女子連携会<br>(課題抽出、目標設定、取組                            | 1回       | 5社                   | 50          | 50    |    |

|   |    |                      |    |           |     |  |     |
|---|----|----------------------|----|-----------|-----|--|-----|
|   |    | 内容)                  |    |           |     |  |     |
| ⑥ | 1月 | 取組⑤<br>農業女子連携会ホームページ | 1回 | 5社        | 200 |  | 200 |
|   |    |                      |    |           |     |  |     |
| 計 |    |                      | 5回 | 5社<br>25名 | 500 |  | 500 |

(注1) 「取組区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。

(注2) 必要に応じて項目を変えずに行を追加すること。

### 【事業成果及び今後の展開】

※第4の(2)「グループの新たな取組」のみ記載

※区分番号に対応するように記入ください。

※どのようにグループ活動の活性化及び今後の活動に繋がるか分かりやすく記入ください。

※できる限り、数値目標を入れてください。

※商品づくりに関しては、翌年度以降の販売事業計画も併せてご記入ください。

| 区分番号 | 事業成果、今後の展開 |
|------|------------|
|      |            |
|      |            |
|      |            |
|      |            |
|      |            |

## 4 本事業を活用した取組計画 (注)

| 時期 | 取組内容・回数   | 備考   |
|----|---|------|
|    | <p><b>女性の農業への呼び込み・定着・活躍のための応募団体における取組 (既存の取組を含む)】</b></p> <p><b>取組①「廃棄物を活用した新たなSDGs加工品開発」</b><br/>当会は、設立してまだ浅いが、女性特有の料理経験を生かした加工品開発へ着手している。県内企業との新たな商品開発を進め、「梨スムージ」の試作品まで完成した。また令和5年度は県内菓子製造企業との協働で「梨チーズケーキ」を開発予定である。<br/>(合計2品目)</p> <p><b>取組②「農業女子が開発した加工品の販路拡大」</b><br/>通年を通して、仕事量を一定にするためには、開発した加工品を販売する販路先が必要不可欠であり、</p> <p><b>取組③「移住を視野に入れた農業女子の創出」</b></p> <p><b>【本事業を活用した取組の実施方針】</b><br/>本事業で整備する施設は、作業効率が上がるとともに、休憩時間には、会員同士のコミュニティ形成にも大きく繋がり、多様なイノベーションを創出できることが期待でき、</p> <p>・実施方針：出荷できない梨の加工品への転換を行う。</p> | 【目標】 |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方針：農業女子になるためのきっかけづくり「農業体験型観光」の実施</li> <li>・実施方針：開発した商品をPRや情報発信を行い、商談を実施する。</li> </ul> <p><b>【具体的に実施する取組内容】</b></p> <p><b>(1)女性が働きやすい環境整備に向けた簡易な改修やリース等による施設等の確保</b></p> <p>取組①：繁忙期による臨時雇用者への施設環境検討（1回）<br/> 取組②：SNSを活用した施設環境整備の状況を情報発信（5回）<br/> 取組③：農業体験型観光の実施（1回）親子参加可能。<br/> 取組④：他地域の農業女子との意見交換会（1回）</p> <p><b>(2)地域の女性農業者グループの活動支援</b></p> <p><b>① 女性農業者等のグループの立ち上げのための取組</b></p> <p>取組内容①：農業女子協働組織づくりのための参加者を募集する。<br/> 取組内容②：上記①での参画希望者へ、組織づくりのための第1回事前準備会・意見交換を行う。<br/> 取組内容③：第2回農業女子連携会では、協働連携できる体制づくりを行い合意形成を図る。<br/> 取組内容④：第3回農業女子連携会では、個々の課題抽出を行い、課題解決に向けた目標や仕組みの骨格を検討し、アクションプランの取組内容を確定させる。<br/> 取組内容⑤：新たに組織された団体への商談の機会を増やすために、自社ホームページを制作し全国へ発信する。</p> <p>この取組を円滑かつ、推進するために、合意を図る手法を導入し、WS手法を導入したうえで会議を進める</p> |  |
|--|---|--|

(注) 3の取組を踏まえ、5の目標の達成のために実施する取組内容を具体的に記載する。

## 5 女性農業者確保の目標 (注)

|                         |         |        |    |
|-------------------------|---------|--------|----|
| 翌年度末までの女性農業者の新規確保人数 (注) | 事業実施年度  | 1      | 人  |
|                         | 事業実施翌年度 | 1      | 人  |
|                         | 合計      | 2      | 人  |
| (女性農業者の新規確保人数の内訳)       |         |        |    |
| 自営農業就業者                 | 1人、     | 雇用就農者  | 人、 |
|                         |         | アルバイト等 | 1人 |

(注) 事業実施年度の翌年度末までの新規確保人数。

(参考)

|  |
|--|
| <b>上記女性農業者確保の目標に係る女性の確保の計画</b><br>(第4の(1)「施設等確保の取組」のみ記載)                   |
| <b>【事業実施年度】</b><br>(取組予定業務) 梨生産管理<br>(採用時期) 令和5年8月<br>(人数) 1人              |
| <b>【事業実施翌年度】</b><br>(取組予定業務) 梨の生産管理・加工品反販売<br>(採用時期) 令和6年4月～10月<br>(人数) 1人 |

※必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。